

令和3年2月22日

厚生委員会資料

子ども家庭部

**【報告事項】**

- 1 特定不妊治療費助成事業の拡充について…………… 1頁

# 特定不妊治療費助成事業の拡充について

[こども健康課]

## 1 特定不妊治療費助成事業の拡充について

出産を希望する世帯を広く支援するため、体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）並びにその一環として行われる男性不妊治療に対する費用の助成の拡充を行うもの（国の第三次補正に伴うもの：令和3年1月1日以降に治療が終了した特定不妊治療及び男性不妊治療が対象）。

## 2 拡充内容等

区分	拡充前		拡充後（下線）	
対象者	・ 特定不妊治療を受けた夫婦 （法律婚の夫婦）		・ 特定不妊治療を受けた夫婦 （法律婚・ <b>事実婚</b> の夫婦）	
	・ 治療開始日における 妻の年齢が43歳未満		・ 治療開始日における 妻の年齢が43歳未満	
通算助成回数 （治療開始 年齢）	40歳未満	・ 6回まで ・ 7回目以降は 年3回まで （市単独補助）	40歳未満	・ <u>1子ごとに6回まで</u> ・ 7回目以降は <u>1子ごとに年3回まで</u> （市単独補助）
	40～42歳	・ 3回まで	40～42歳	・ <u>1子ごとに3回まで</u>
助成額 （上限額）	初回治療	30万円	初回治療	30万円
	2回目以降	融解胚移植等を除く （※1） 15万円	2回目以降	融解胚移植等を除く <b>30万円</b>
		融解胚移植等 7万5千円		融解胚移植等 <b>10万円</b>
	男性不妊治療 （採精術） （※2）	初回治療 30万円	男性不妊治療 （採精術）	初回治療 30万円
2回目以降 15万円		2回目以降 <b>30万円</b>		

※1 融解胚移植等：以前に凍結した受精卵等を用いた治療

※2 採精術：精子を精巣または精巣上体から採取するための手術